

## 綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務仕様書

### 1 業務名

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務

### 2 業務の目的

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務は、綾部市放課後学級において児童及び職員の入退室管理機能及び保護者への連絡機能等を有したシステムを導入することにより、入退室の管理を一元化し、保護者への通知や連絡機能を付加することで、児童の保護者がより便利に安心して利用できる環境を整備することを目的とする。

### 3 導入後の運用について

本契約満了後、受注者と別途利用契約を締結することにより、導入したシステムの運用を継続する計画であるため、少なくとも60か月は運用支援、保守が継続できることを条件とする。

### 4 納入場所

別紙「入退室管理等システム設置施設一覧」のとおり

### 5 内容

綾部市放課後学級において、入退室管理等システムの導入を行う。本業務は、システム構築作業の委託という考え方ではなく、インターネットASP・SaaS事業者が提供するサービスを調達するというものである。

#### (1) 設置機器

##### ①管理用端末19台（各施設1台）

iPad Wi-Fiモデル 64GB、ディスプレイ10インチ以上、iPad OS 15以降の製品と同等以上のものとする。

##### ②その他システム稼働に必要な機材等を含む

※納品場所、納品時期については、市と協議のうえ決定する。

#### (2) 機能要件

様式第6号「綾部市放課後学級入退室管理等システム機能要件確認表」のとおり

#### (3) システムの管理運用

①システムはSaaS型の利用とすることから、システムのバックアップ、サーバーの運用監視及びデータセンターの保守管理は導入業者で行うこと。

②入退室管理等システムの増設または移設等が簡便であり、増設等が必要な場合は、

柔軟に対応すること。

- ③ 24時間365日サービス提供が可能となっていること（システムメンテナンス等による停止は除く。ただし、その場合は事前に市に連絡すること。）
- ④ サービスで使用する全ての通信回線は、SSL/TLSで保護されていること。
- ⑤ 入退室管理等に必要な専用のQRコードまたはバーコードには個人情報は一切記録されない仕組みとなっていること。
- ⑥ 通信モジュールを使用しない場合でも、他のインターネット環境に接続してQRコードリーダーまたはバーコードリーダーの通信が可能であること。
- ⑦ QRコードリーダーまたはバーコードリーダー、及び通信モジュールに不具合が生じた場合は、速やかに代替品に交換等の対応をすること。

#### (4) システムの導入・運用支援等

- ①職員等が操作を問題なく習得できるよう、システム導入時に基本操作研修やシステム管理者研修等の操作研修を実施すること。
- ②利用児童の登録その他システム導入・運用に関する支援体制を設けること。
- ③電話による問い合わせは、原則、平日の午前8時から午後6時30分までの間対応すること。
- ④電子メール等による問い合わせは、24時間受付すること。
- ⑤システムの操作マニュアルを作成すること。また、システムの環境が変更された場合には、随時マニュアルも刷新すること。（保護者用マニュアルを含む）。

## 6 個人情報保護及びセキュリティ対策

- (1) 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、綾部市個人情報保護条例（平成15年7月18日条例第31号）及び綾部市業務委託契約約款に別記する個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、総務省地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和2年12月版）に準拠すること。
- (2) データセンターは次の要件を満たすこと。
  - ①データセンターは国内に設置された専用施設であること。
  - ②耐震数値は震度7程度で耐震もしくは免震構造の建物とし、その他火災、停電、漏電等の災害対策を行っている建物であること。
  - ③データセンターの設備については電源、空調及びネットワークを含めすべて冗長化されていること。
  - ④データに関し、外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。
  - ⑤データセンターへの入室に際しては、IDカード、生体認証等の個人認証に基づ

き、監視カメラや防犯センサーによる監視を行っていること。また、入退室記録を整備、保存していること。

⑥データセンターは、ISO/IEC27001 またはJISQ15001 に準拠したプライバシーマーク相当の資格を有していること。

## 7 その他

- (1) 受注者は、本仕様書及び関係法令を遵守し、市の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- (3) 受注者は、本契約が終了した時には、サーバー内に保存されている本市に係るデータを完全に消去すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、市と受注者が協議の上、決定する。

## 8 連絡先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会教育部社会教育課 学び推進・青少年担当（担当：宮崎）

TEL：0773（42）4326

FAX：0773（43）0991

E-MAIL：shakaikyoiku@city.ayabe.lg.jp

## 別紙

## 入退室管理等システム設置施設一覧

	施設名	住所	備考
1	綾部第3放課後学級 (おひさまくらぶ)	綾部市上野町上野168番地 綾部小学校内	1階
2	綾部第4放課後学級 (おひさまくらぶ)	綾部市上野町上野168番地 綾部小学校内	1階
3	綾部放課後学級①	綾部市上野町上野168番地 綾部小学校内	2階
4	綾部放課後学級②	綾部市上野町上野168番地 綾部小学校内	2階
5	中筋第2放課後学級 (ふらわあくらぶ)	綾部市大島町外山田8番地の1 中筋小学校内	
6	中筋第3放課後学級 (ふらわあくらぶ)	綾部市大島町外山田8番地の1 中筋小学校内	
7	東八田放課後学級	綾部市上杉町中嶋2番地 東八田小学校内	
8	物部放課後学級	綾部市物部町北前田51番地 物部小学校内	
9	志賀放課後学級	綾部市志賀郷町丁田8番地 志賀小学校内	
10	上林放課後学級	綾部市八津合町片山17番地 上林小学校内	
11	豊里第1放課後学級	綾部市栗町花貝2番地 豊里小学校内	
12	豊里第2放課後学級	綾部市栗町花貝2番地 豊里小学校内	
13	綾部第1放課後学級 (さつき園)	綾部市上野町上野129番地	
14	綾部第2放課後学級 (さつき園)	綾部市上野町上野129番地	
15	中筋第1放課後学級 (なかよしくらぶ)	綾部市大島町内山田5番地	
16	西八田放課後学級	綾部市岡安町田中10番地の1	
17	吉美第1放課後学級 (きみっこクラブ)	綾部市多田町寺田17番地の1	
18	吉美第2放課後学級 (第2きみっこクラブ)	綾部市桜が丘一丁目4番地の1 桜が丘一丁目コミュニティセンター内	
19	東綾放課後学級	綾部市鷹栖町小丸山25番地	